株式会社三重県農協情報 センター企業年金規約

「規程管理規程等一部適用除外規定」

改廃履歴

R e v	改 廃 内 容	実 施 日
1.0	初版	2011. 05. 01
2.0	第33条 掛金額の変更 第34条 過去勤務債務償却期間の変更 附則の追記	2016. 05. 01
3. 0	第51条 中途脱退者の選択の変更 附則の追記	2018. 05. 01
4. 0	第33条 掛金額の変更 第34条 償却開始年月の変更 関連法令の改正に伴う文言変更 附則の追記	2019. 05. 01
5. 0	第33条 掛金額の変更 第34条 償却開始年月の変更 第69条 署名押印の変更 附則の追記	2022. 05. 01
6. 0	第33条の2 掛金相当額の追記 附則の追記	2023. 03. 01

株式会社三重県農協情報センター企業年金規約

規程番号 0805-0000-00-規

制 定 日 2011年 5月 1日

改正日 2023年 3月 1日

第1章 総 則

(目的)

第1条 この確定給付企業年金(以下「本制度」という。)は、確定給付企業年金法 (平成13年法律第50号。以下「法」という。)に基づき、本制度の加入者及 び加入者であった者(以下「加入者等」という。)の老齢、脱退又は死亡につい てこの規約の内容に基づく給付を行い、もって公的年金の給付と相まって加入者 等及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業主の名称及び住所並びに実施事業所の名称及び所在地)

第2条 本制度を実施する厚生年金適用事業所(以下「実施事業所」という。)の事業主(以下「事業主」という。)の名称及び住所は、次のとおりとする。

名 称 株式会社三重県農協情報センター

住 所 三重県津市栗真町屋町401番地の8

2 実施事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 株式会社三重県農協情報センター

所在地 三重県津市栗真町屋町401番地の8

第2章 加入者

(加入者)

第3条 本制度の加入者は、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者(法第 2条第3項に規定する厚生年金保険の被保険者をいう。以下同じ。)のうち、就 業規則(平成23年5月1日現在において効力を有する実施事業所の就業規則を いう。)第2条第1号に規定する社員(以下「社員」という。)であって、社員 となった日以後最初に到来する5月1日までの期間勤続した者とする。ただし、 次条の規定により加入者の資格を取得する日から57歳に達した日以後最初に到 来する3月末日まで加入者であったとしても、第6条に規定する加入者期間が1 年に満たない者については、加入者としない。

(資格取得の時期)

第4条 加入者は、社員となった日以後最初に到来する5月1日に、加入者の資格を 取得する。

(資格喪失の時期)

- 第5条 加入者は、次に掲げるいずれかの日に、加入者の資格を喪失する。
 - 一 死亡した日
 - 二 社員でなくなった日
 - 三 その使用される事業所が実施事業所でなくなった日
 - 四 厚生年金保険の被保険者でなくなった日
 - 五 60歳に達した日以後最初に到来する3月末日

(加入者期間)

- 第6条 加入者期間を計算する場合には、加入者の資格を取得した日の属する月から 加入者の資格を喪失した日の属する月までをこれに算入する。
 - 2 社員となった日の属する月(社員となった日が月の16日以後のときは、その 月の翌月)から加入者の資格を取得した日の属する月の前月までの期間は、前項 の加入者期間に算入する。
 - 3 加入者の資格を喪失した後、再び本制度の加入者の資格を取得した者(以下「再加入者」という。)については、次に掲げる者を除き、本制度における前後の加入者期間を合算する。この場合における再加入者となった後の加入者期間の計算は、前項の規定にかかわらず、再び社員となった日の属する月(再び社員となった日が月の16日以後のときは、その月の翌月)から起算する。ただし、加入者の資格を喪失した日の属する月に再び社員となった者(再び社員となった日が月の15日以前の者に限る。)が再加入者となった場合にあっては、再び社員となった日の属する月の翌月から起算するものとする。
 - 一 再加入者となる前に本制度の脱退一時金の受給権者(給付を受ける権利(以

下「受給権」という。)を有する者をいう。以下同じ。)となった者であって 当該脱退一時金の全部を支給された者

- 二 再加入者となる前に本制度の老齢給付金の受給権者となった者であって当該 老齢給付金の全部を支給された者
- 三 加入者の資格を喪失した後に第52条第2項、第53条第2項、第54条第 2項又は第55条第2項の規定により脱退一時金相当額が移換された者
- 4 前3項の規定にかかわらず、給付の額の算定の基礎となる期間(以下「給付額 算定用加入者期間」という。)は、前3項の規定により算定した期間から、57 歳に達した日以後最初に到来する3月の翌月から加入者の資格を喪失した日の属 する月までの期間を控除した期間とする。
- 5 前4項の規定により算定した加入者期間及び給付額算定用加入者期間に1年未 満の端数があるときは、これを切り捨てる。

第3章 給付

第1節 通則

(給付の種類)

- 第7条 事業主は、次に掲げる給付を行う。
 - 一 老齢給付金
 - 二 脱退一時金
 - 三 遺族給付金

(裁定)

- 第8条 受給権は、受給権者の請求に基づいて、事業主が裁定する。
 - 2 事業主は、前項の規定により裁定をしたときは、遅滞なく、その内容を第42 条第1項の規定により締結した契約の相手方(以下「資産管理運用機関」という。) に通知しなければならない。
 - 3 資産管理運用機関は、第1項の規定による裁定の内容に基づき、その請求をした者に給付の支給を行う。
 - 4 第1項の規定による給付の裁定の請求は、受給権者の氏名、性別、生年月日及び住所を記載した請求書に、生年月日に関する市町村長(特別区の区長を含むものとし、指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。以下同じ。)の証明書又は戸籍の抄本その他の生年月日を証する書類(以下この条において「基本添付書類」という。)を添付して、事業主に提出することによって行う。
 - 5 遺族給付金の請求に当たっては、第4項の請求書に第26条第1項各号及び同 条第2項各号に掲げる者(以下「給付対象者」という。)の氏名、性別及び生年月 日を記載し、かつ、基本添付書類及び次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各 号に定める書類を添付する。
 - 一 第27条第1項に掲げる者及び同条第3項に掲げる給付対象者の子、父母、 孫及び祖父母並びに兄弟姉妹(次号に該当する者を除く。)

死亡した給付対象者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本(請求者が婚姻の届出をしていないが、死亡した給付対象者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証する書類) その他当該事実を証する書類

二 第27条第2項に掲げる者及び同条第3項に掲げる給付対象者の兄弟姉妹(給付対象者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた者又は給付対象者の死亡の当時その者と生計を一にしていた者に限る。)

前号に掲げる書類及び請求者が死亡した給付対象者の死亡の当時その収入によって生計を維持していたこと又は給付対象者の死亡の当時その者と生計を一にしていたことを証する書類

(端数処理)

第9条 給付のうち年金として支給されるもの(以下「年金給付」という。)の月額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げ、給付のうち一時金として支給されるもの(以下「一時金給付」という。)の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(支給期間)

- 第10条 本制度の年金給付は、10年確定年金とし、その支給要件を満たした日の 属する月の翌月から3月の期間を単位とする期(以下「期」という。)から始め、 権利が消滅した日の属する期で終わるものとする。
 - 2 前項の規定にかかわらず、加入者が、加入者の資格を喪失することなく老齢給付金の支給要件を満たした場合には、当該老齢給付金の支給は、加入者の資格を喪失した日の属する月の翌月の属する期から始め、権利が消滅した日の属する期で終わるものとする。

(支払日及び支払方法)

- 第11条 年金給付の支払日は、年4回2月、5月、8月及び11月の各25日(金融機関の休業日である場合には前営業日)とし、それぞれの支払日に、当該支払日の属する期までの分をまとめて支払う。
 - 2 一時金給付は、裁定の請求の手続が終了した後1月以内に支払う。
 - 3 前2項の給付の支払は、資産管理運用機関が、加入者、加入者であった者又は その遺族があらかじめ指定した金融機関の口座に給付の額を振り込むことによっ て行う。

(給付の制限)

- 第12条 故意の犯罪行為により給付対象者を死亡させた者には、遺族給付金は、支給しない。給付対象者の死亡前に、その者の死亡によって遺族給付金を受けるべき者を故意の犯罪行為により死亡させた者についても、同様とする。
 - 2 加入者又は加入者であった者が、自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、障害若しくは死亡若しくはこれらの原因となった事故を生じさせ、若しくはその障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げたときは、給付の全部又は一部を行わない。
 - 3 受給権者が、正当な理由がなくて法第98条の規定による書類その他の物件の 提出の求めに応じないときは、給付の全部又は一部を行わない。
 - 4 加入者又は加入者であった者が、次の各号に定めるその責めに帰すべき重大な 理由により実施事業所に使用されなくなったときは、給付の全部又は一部を行わ ない。
 - 一 窃取、横領、傷害その他刑罰法規に触れる行為により、事業主に重大な損害 を加え、その名誉若しくは信用を著しく失墜させ、又は実施事業所の規律を著

しく乱したこと。

- 二 秘密の漏えいその他の行為により職務上の義務に著しく違反したこと。
- 三 正当な理由がない欠勤その他の行為により実施事業所の規律を乱したこと又は事業主との雇用契約に関し著しく信義に反する行為があったこと。
- 5 加入者であった者が実施事業所に使用されなくなった後に前項各号のいずれか に該当していたことが明らかとなったときは、給付の全部又は一部を行わない。

(未支給の給付)

- 第13条 受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付でまだその者に支給しなかったもの(以下この条において「未支給給付」という。)があるときは、その者に係る第27条第1項、第2項及び第3項に掲げる者は、自己の名で、その未支給給付の支給を請求することができる。
 - 2 未支給給付を受けるべき者の順位は第27条第1項、第2項及び第3項の順位 とし、そのうち第2項及び第3項に掲げる者のうちにあっては、それぞれ同項に 掲げる順位による。
 - 3 第1項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその給付を請求していなかったときは、その者に係る第27条第1項、第2項及び第3項に掲げる者は、自己の名で、その給付を請求することができる。
 - 4 第1項の規定による未支給給付の支給の請求は、請求者の氏名、性別、生年月日及び住所並びに死亡した受給権者の氏名、性別及び生年月日を記載した請求書に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付して、事業主に提出することによって行う。この場合において、請求者が前項の規定に該当する者であるときは、併せて、第8条第4項の例により、給付の裁定の請求書を事業主に提出しなければならない。
 - 一 第27条第1項に掲げる者及び同条第3項に掲げる給付対象者の子、父母、 孫及び祖父母並びに兄弟姉妹(次号に該当する者を除く。)

死亡した受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村 長の証明書又は戸籍の抄本(請求者が婚姻の届出をしていないが、死亡した受給 権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事 実を証する書類)その他当該事実を証する書類

二 第27条第2項に掲げる者及び同条第3項に掲げる給付対象者の兄弟姉妹 (給付対象者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた者又は給付対 象者の死亡の当時その者と生計を一にしていた者に限る。)

前号に掲げる書類及び請求者が死亡した受給権者の死亡の当時主としてその 収入によって生計を維持していたことを証する書類

5 未支給給付を受けるべき同順位の者が2人以上あるときは、その1人のした未 支給給付の支給の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その 1人に対してした未支給給付の支給は、全員に対してしたものとみなす。 (時効)

第14条 受給権の消滅時効については、民法(明治29年法律第89号)の規定を 適用する。

(受給権の譲渡等の禁止等)

第15条 受給権は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、老齢給付金、脱退一時金及び遺族給付金を受ける権利を国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さえる場合は、この限りでない。

(給付に関する通知等)

第16条 事業主は、第8条第1項の規定による受給権の裁定その他給付に関する処分をしたときは、速やかに、その内容を請求者又は受給権者に通知しなければならない。

第2節 老齢給付金

(支給要件及び支給の方法)

- 第17条 加入者期間が20年以上である加入者又は加入者であった者が、60歳に 達したときは、その者に老齢給付金を年金として支給する。ただし、第22条第 2号の規定に基づき脱退一時金の支給を受けた場合を除く。
 - 2 前項の場合のほか、加入者期間が20年以上である加入者又は加入者であった者が、50歳に達した日以後に実施事業所に使用されなくなったときは、その者に老齢給付金を年金として支給する。ただし、第22条第2号の規定に基づき脱退一時金の支給を受けた場合を除く。

(年金月額)

- 第18条 老齢給付金の月額は、給付額算定用加入者期間に応じて別表第1に定める額とする。
 - 2 脱退一時金の受給権者が老齢給付金の受給権を取得したときの年金月額は、前項に定める年金月額に据え置いた期間に応じて別表第2に定める率を乗じて得た額とする。

(支給の繰下げ)

- 第19条 老齢給付金の受給権者であって、老齢給付金の支給を請求していない者は、 事業主に、支給要件を満たした日(加入者の資格を喪失することなく老齢給付金 の支給要件を満たした場合にあっては、加入者の資格を喪失した日)の属する月 の翌月から10年を経過するまで当該老齢給付金の支給を繰り下げることを申し 出ることができる。
 - 2 前項の申出をした老齢給付金の受給権者に対する老齢給付金の支給は、第10

条の規定にかかわらず、支給の繰下げが終了する月の翌月の属する期から始める。

3 第1項の申出をした老齢給付金の受給権者に支給する老齢給付金の月額は、前 条に定める年金月額に繰り下げた期間に応じて別表第3に定める率を乗じて得た 額とする。

(一時金として支給する老齢給付金)

- 第20条 老齢給付金の受給権者は、当該受給権の裁定を請求するとき、又は年金として支給する老齢給付金の支給を開始してから5年を経過した日以後10年を経過する日までの間、老齢給付金を一時金として支給することを請求することができる。ただし、次に掲げる事由に該当した場合にあっては、年金として支給する老齢給付金の支給を開始してから5年を経過する日までの間においても、当該請求をすることができる。
 - 一 受給権者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、 火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著 しい損害を受けたこと。
 - 二 受給権者がその債務を弁済することが困難であること。
 - 三 受給権者が心身に重大な障害を受け、又は長期間入院したこと。
 - 四 その他前3号に準ずる事情
 - 2 老齢給付金の受給権者が、前項ただし書の規定に基づき、年金として支給する 老齢給付金の支給を開始してから5年を経過する前に老齢給付金を一時金として 支給することを請求する場合にあっては、同項各号の特別な事情があることを明ら かにすることができる書類を事業主に提出しなければならない。
 - 3 老齢給付金の受給権者が、第1項の請求をする場合には、老齢給付金のうち一時金として支給を請求する部分の割合として、次のいずれかの割合を選択することができる。ただし、当該選択をする前に、老齢給付金の一部に代えて一時金を支給している場合、又は年金給付が開始されている場合にあっては、第1号の割合に限るものとする。
 - ー 100パーセント
 - 二 75パーセント
 - 三 50パーセント
 - 四 25パーセント
 - 4 前項の規定により選択した一時金給付の額は、次のとおりとする。
 - 一 前項第1号の選択割合を選択した場合(老齢給付金の繰下げの申出を行っていない老齢給付金の受給権者(第24条第2項の規定に基づき脱退一時金の支給を繰り下げたことにより、老齢給付金の受給権を取得した者及び年金給付が開始されている者を除く。)に限る。)

給付額算定用加入者期間に応じて別表第5に定める額

二 前号に該当しない場合

年金月額から年金月額に(1-選択割合)を乗じて得た額(当該額の端数処

理については、第9条に規定する年金給付の月額の端数処理と同じとする。)を差し引いた額に10年から既に老齢給付金の支給を受けた期間を控除した期間に応じて別表第4に定める率を乗じて得た額

5 前項第2号により一時金の支給を受けた翌月以後の年金月額は、一時金の支給 を受ける前の年金月額に(1-選択割合)を乗じて得た額とする。

(失権)

- 第21条 老齢給付金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったとき は、消滅する。
 - 一 老齢給付金の受給権者が死亡したとき。
 - 二 10年間の老齢給付金の支給期間が終了したとき。
 - 三 老齢給付金の全部を一時金として支給されたとき。

第3節 脱退一時金

(支給要件及び支給の方法)

- 第22条 加入者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者に 脱退一時金を一時金として支給する。
 - 一 加入者期間が3年以上20年未満(60歳に達したときに加入者である者にあっては、そのときにおける加入者期間が20年未満)で、加入者の資格を喪失したとき(死亡による資格喪失を除く。次号において同じ。)。
 - 二 60歳未満、かつ、加入者期間が20年以上で、加入者の資格を喪失したとき。ただし、第17条第2項の規定に基づき老齢給付金の支給を受けた場合を除く。

(一時金額)

第23条 脱退一時金の額は、給付額算定用加入者期間に応じて別表第5に定める額 とする。

(支給の繰下げ)

- 第24条 第22条第1号に係る脱退一時金の受給権者(第5条第5号に該当して加入者の資格を喪失した者であって、引き続き社員である者に限る。)は、事業主に、社員でなくなる日まで当該脱退一時金の支給を繰り下げることを申し出ることができる。
 - 2 第22条第2号に係る脱退一時金の受給権者(第5条第3号に該当して加入者 の資格を喪失した者を除く。)は、事業主に、60歳に達するまで当該脱退一時 金の支給を繰り下げることを申し出ることができる。
 - 3 前2項の申出をした脱退一時金の受給権者に支給する脱退一時金の額は、前条に定める脱退一時金の額に繰り下げた期間に応じて別表第3に定める率を乗じて

得た額とする。

(失権)

- 第25条 脱退一時金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったとき は、消滅する。
 - 一 脱退一時金の受給権者が死亡したとき。
 - 二 脱退一時金の受給権者(第22条第2号に該当したことにより脱退一時金の 受給権者となった者に限る。)が老齢給付金の受給権者となったとき。
 - 三 再加入者となる前に本制度の脱退一時金の受給権者となった者について、当 該再加入者の本制度における前後の加入者期間を合算したとき。

第4節 遺族給付金

(支給要件及び支給の方法)

- 第26条 次に掲げる者が死亡したときは、その者の遺族に遺族給付金を年金として 支給する。
 - 一 加入者期間が20年以上である加入者
 - 二 老齢給付金の支給を受けている者
 - 三 第19条第1項の規定に基づき老齢給付金の支給の繰下げの申出をしている 者
 - 2 次に掲げる者が死亡したときは、その者の遺族に遺族給付金を一時金として支 給する。
 - 一 加入者期間が3年以上20年未満である加入者
 - 二 第24条の規定に基づき脱退一時金の支給の繰下げの申出をしている者

(遺族の範囲及び順位)

- 第27条 遺族給付金を受けることができる遺族は、給付対象者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、給付対象者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)とする。
 - 2 配偶者がない場合には、給付対象者の子、父母、孫及び祖父母で、給付対象者 の死亡の当時その収入によって生計を維持していた者又は給付対象者の死亡の当 時これと生計を一にしていた者とし、その順位は、前段に掲げる順序による。こ の場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にする。
 - 3 前2項の規定に該当する者がない場合においては、遺族給付金を受けることができる者は、給付対象者の子、父母、孫及び祖父母で前項に該当しないもの並びに給付対象者の兄弟姉妹とし、その順位は、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序により、兄弟姉妹については、給付対象者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた者又は給付対象者の死亡の当時その者と生計を一にしていた者を先にする。

4 遺族給付金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人 のした遺族給付金の支給の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみな し、その1人に対してした遺族給付金の支給は、全員に対してしたものとみなす。

(年金として支給する遺族給付金の支給期間)

第28条 年金として支給する遺族給付金の支給期間は、第10条第1項の規定にかかわらず、10年から給付対象者が老齢給付金の支給を受けた期間及びその遺族が遺族給付金の支給を受けた期間を控除した期間とする。

(年金月額及び一時金額)

- 第29条 年金として支給する遺族給付金の月額は、次の各号に掲げる場合の区分に 応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 第26条第1項第1号に掲げる者が死亡した場合第18条第1項の規定により算定した額
 - 二 第26条第1項第2号に掲げる者が死亡した場合 同号に掲げる者が受けていた年金の月額
 - 三 第26条第1項第3号に掲げる者が死亡した場合 第19条第3項の規定により算定した額
 - 2 一時金として支給する遺族給付金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 当該各号に定める額とする。
 - 一 第26条第2項第1号に掲げる者が死亡した場合 第23条の規定により算定した額
 - 二 第26条第2項第2号に掲げる者が死亡した場合 第24条第3項の規定により算定した額

(年金に代えて支給する一時金)

- 第30条 年金として支給する遺族給付金の受給権者は、当該遺族給付金の支給期間 が終了するまでの間、いつでも当該遺族給付金を一時金として支給することを請 求することができる。
 - 2 前項の請求をした年金として支給する遺族給付金の受給権者に一時金として支給する遺族給付金の額は、年金として支給する遺族給付金の月額に当該遺族給付金の支給期間から当該遺族給付金の受給権者が遺族給付金の支給を受けた期間を控除した期間に応じて別表第4に定める率を乗じて得た額とする。

(失権)

- 第31条 遺族給付金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったとき は、消滅する。
 - 一 遺族給付金の受給権者が死亡したとき。
 - 二遺族給付金の支給期間が終了したとき。

- 三 遺族給付金の全部を一時金として支給されたとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、遺族給付金の受給権者が死亡したときは、当該受給権者の次の順位の遺族に当該遺族給付金を支給する。

第4章 掛金

(掛金)

第32条 事業主は、給付に関する事業に要する費用に充てるため、毎年1回、掛金 を拠出する。

(標準掛金)

第33条 掛金のうち、標準掛金の額は、138,770円に毎年5月1日現在における加入者の数を乗じて得た額とする。

(確定給付企業年金の掛金相当額)

第33条の2 加入者に係る確定拠出年金法施行令(平成13年政令第248号)第 11条第2号に規定する他制度掛金相当額は、月額12,000円とする。

(特別掛金)

第34条 掛金のうち、特別掛金の額は、過去勤務債務の額を令和4年5月から5年 で償却するための額として、0円に毎年5月1日現在における加入者の数を乗じ て得た額とする。

(掛金の負担割合)

第35条 事業主は、掛金の全額を負担する。

(掛金の納付)

第36条 事業主は、毎年の掛金を5月末日(資産管理運用機関の休業日である場合には翌営業日)までに資産管理運用機関に納付する。

(財政再計算)

- 第37条 事業主は、将来にわたって財政の均衡を保つことができるように、少なく とも5年ごとに掛金の額を再計算した結果に基づく掛金を適用しなければならな い。
 - 2 前項の規定にかかわらず、事業主は、加入者の数が著しく変動した場合その他 の確定給付企業年金法施行規則(平成14年厚生労働省令第22号。以下「規則」 という。)第50条各号に定める場合には、速やかに、掛金の額を再計算する。

(積立金の額の評価)

第38条 本制度の掛金の額を計算する場合の積立金の額は、時価により評価する。

(継続基準の財政検証)

- 第39条 事業主は、毎事業年度の決算において、前条の規定により評価した積立金の額が、責任準備金の額(法第60条第2項に規定する責任準備金の額をいう。 以下同じ。)から許容繰越不足金の額を控除した額を下回る場合には、当該事業 年度の末日を計算基準日として掛金の額を再計算する。
 - 2 前項の許容繰越不足金の額は、責任準備金の額に100分の15を乗じて得た額とする。
 - 3 第1項の規定による再計算の結果に基づく掛金の額は、遅くとも当該事業年度 の翌々事業年度の初日までに適用する。

(非継続基準の財政検証)

- 第40条 事業主は、毎事業年度の決算において、時価で評価した積立金の額が、最低積立基準額を下回る場合には、規則第58条の規定により必要な額を翌々事業年度から特例掛金として拠出する。
 - 2 前項の最低積立基準額は、加入者等の当該事業年度の末日(以下この条において「基準日」という。)までの加入者期間に係る給付(以下「最低保全給付」という。)の額の現価の合計額とする。
 - 3 前項の最低保全給付は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める ものとする。
 - 基準日において、年金給付の支給を受けている者 当該年金給付
 - 二 基準日において、老齢給付金の受給権者であって第19条第1項の規定に基 づきその老齢給付金の支給の繰下げの申出をしている者

その者が基準日において当該支給の繰下げの申出をした老齢給付金の支給を 請求するとした場合における年金として支給される老齢給付金

三 基準日において、加入者期間が20年以上である者(加入者及び第22条第 2号に係る脱退一時金の全部の支給を受けた者を除く。)

その者が60歳に達したときに支給される老齢給付金

四 基準日において、第22条第1号に係る脱退一時金の受給権者であって、第 24条第1項の規定に基づきその脱退一時金の支給の繰下げの申出をしている 者

その者が基準日において、脱退一時金の支給を請求するとした場合に支給される脱退一時金

五 基準日において、加入者であって、加入者期間が20年以上である者 その者が標準的な退職年齢に達した日(基準日において当該年齢以上である 者にあっては、基準日。以下この項において「標準資格喪失日」という。)に おいて加入者の資格を喪失するとした場合に支給されることとなる老齢給付金

- の額に、次のイに掲げる額を口に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額
- イ 基準日に加入者の資格を喪失した場合に支給されることとなる老齢給付金 の額
- ロ 標準資格喪失日に加入者の資格を喪失した場合に支給されることとなる老 齢給付金の額
- 六 基準日における加入者(前号に規定する者を除く。)

その者が標準資格喪失日において加入者の資格を喪失するとした場合に支給されることとなる脱退一時金の額に次のイに掲げる額を口に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

- イ 基準日に加入者の資格を喪失した場合に支給されることとなる脱退一時金 の額
- ロ 標準資格喪失日に加入者の資格を喪失した場合に支給されることとなる脱 退一時金の額
- 4 前項第5号の標準的な退職年齢は、60歳とする。

(臨時拠出による特例掛金)

第41条 当該事業年度において積立金の額が零となることが見込まれる場合にあっては、事業主は、当該事業年度中における給付に関する事業に要する費用に充て るため必要な掛金の額を特例掛金として拠出する。 (事業主の積立金の管理及び運用に関する契約)

- 第42条 事業主は、法第65条第1項の規定に基づき、農業協同組合連合会(全国 を地区とし、生命共済の事業を行うものに限る。)を相手方とする生命共済の契 約(以下「生命共済契約」という。)を締結する。
 - 2 前項に規定する生命共済契約は、確定給付企業年金法施行令(平成13年政令 第424号。以下「令」という。)第38条第2項各号に該当するものであるほ か、共済金受取人に支払うべき共済金が、加入者若しくは加入者であった者又は これらの者の遺族が、この規約に定める給付を受けるための要件を満たしたとき に支払われることを内容とするものでなければならない。
 - 3 資産管理運用機関が欠けることとなるときは、事業主は、別に法第65条第1 項各号に掲げる契約の相手方となるべき者を定めて、法第65条第1項各号に掲 げるいずれかの契約を締結しなければならない。

(資産管理運用機関)

第43条 資産管理運用機関の名称及び住所は、別表第6に掲げるとおりとする。

(運用管理規程)

- 第44条 第42条第1項に掲げる契約に係る次の事項は、運用管理規程に定めるものとする。
 - 一 契約に係る掛金の払込の割合
 - 二 契約に係る給付費等の負担の割合
 - 三 掛金の払込及び給付費等の負担の取りまとめを行う資産管理運用機関
 - 四 資産の額の変更の手続
 - 2 運用管理規程の策定及び変更は、加入者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、加入者の過半数で組織する労働組合がないときは加入者の過半数を代表する者(以下この条において「労働組合等」という。)の同意を得て、事業主が行う。
 - 3 前項の規定にかかわらず、積立金の安全かつ効率的な運用のために必要と認められる場合には、事業主は、前項に規定する労働組合等の同意を得ずに、運用管理規程を変更することができる。
 - 4 事業主は、前項の規定による運用管理規程の変更をしたときは、速やかに、労働組合等に報告し、その同意を得なければならない。
 - 5 前2項に規定する手続による運用管理規程の変更は、運用管理規程において、 あらかじめ、当該手続により運用管理規程の変更をすることができることが定め られている場合に限りすることができる。

(積立金の運用)

第45条 事業主は、積立金の運用を安全かつ効率的に行わなければならない。

(運用の基本方針及び運用指針)

- 第46条 事業主は、積立金の運用に関して、運用の目的その他規則第83条第1項 各号に掲げる事項を記載した基本方針(以下「基本方針」という。)を作成し、 当該基本方針に沿って運用しなければならない。
 - 2 基本方針は、法令に反するものであってはならない。
 - 3 事業主は、基本方針と整合的な運用指針を作成し、これを資産管理運用機関に 交付しなければならない。ただし、生命共済契約であって、当該契約の全部にお いて農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第11条の32に規定する責 任準備金の計算の基礎となる予定利率が定められたものの相手方については、こ の限りでない。

(分散投資義務)

第47条 事業主は、積立金を、特定の運用方法に集中しない方法により運用するよう努めなければならない。

(政策的資產構成割合)

- 第48条 事業主は、長期にわたり維持すべき資産の構成割合を適切な方法により定めなければならない。
 - 2 事業主は、事業主に使用され、その事務に従事する者として、前項の資産の構成割合の決定に関し、専門的知識及び経験を有する者を置くよう努めなければならない。

(資産状況の確認)

第49条 事業主は、毎事業年度の末日において、第42条第1項の規定による運用 に係る資産を時価により評価し、その構成割合を確認しなければならない。

(資産管理運用契約に基づく権利の譲渡等の禁止)

第50条 事業主は、資産管理運用契約(第42条第1項の規定により締結される同項に掲げる契約をいう。)に基づく権利を譲り渡し、又は担保に供してはならない。

第7章 年金通算

(中途脱退者の選択)

- 第51条 本制度の事業主は、本制度の中途脱退者(本制度の加入者の資格を喪失した者であって、第22条に該当するものをいう。以下同じ。)に対して、次のいずれかを選択させ、その選択に従い、当該本制度の中途脱退者に係る脱退一時金の支給若しくは支給の繰下げ又は脱退一時金相当額の移換をする。
 - 一 速やかに、脱退一時金を受給すること。
 - 二 第55条第1項の規定に基づき、速やかに、脱退一時金相当額を企業年金連合会(法第91条の2第1項に規定する企業年金連合会をいう。以下「連合会」という。) へ移換することを申し出ること。
 - 三 本制度の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過したときに脱退 一時金を受給すること。
 - 四 第55条第1項の規定に基づき、本制度の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過したときに脱退一時金相当額を連合会に移換することを申し出ること。
 - 五 第24条の規定に基づき、脱退一時金の支給の繰下げを申し出ること。
 - 2 前項第3号、第4号又は第5号を選択した本制度の中途脱退者が、本制度の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に、脱退一時金を受給すること又は第52条第1項、第53条第1項、第54条第1項若しくは第55条第1項の規定により脱退一時金相当額を移換することを申し出た場合には、前項の規定による選択にかかわらず、本制度の事業主は、当該申出に従い、脱退一時金の支給又は脱退一時金相当額の移換をする。

(他の確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換)

- 第52条 本制度の中途脱退者は、他の確定給付企業年金(以下この条において「移換先確定給付企業年金」という。)の加入者の資格を取得した場合であって、移換先確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、本制度の資産管理運用機関から脱退一時金相当額の移換を受けることができる旨が定められているときは、本制度の事業主に移換先確定給付企業年金の資産管理運用機関等(資産管理運用機関及び企業年金基金をいう。以下同じ。)への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。
 - 2 本制度の資産管理運用機関は、前項の申出があったときは、当該申出があった 日以後3月以内に、移換先確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該申出に 係る脱退一時金相当額を移換する。
 - 3 第1項の申出は、本制度の中途脱退者が本制度の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他その日までの間に申し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

- 4 前項ただし書の場合における申出は、その理由がやんだ日の属する月の翌月の 末日までに限って行うことができる。
- 5 本制度の事業主は、第2項の規定により本制度の資産管理運用機関が脱退一時金相当額を移換したときは、当該本制度の中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(存続厚生年金基金への脱退一時金相当額の移換)

- 第53条 本制度の中途脱退者は、存続厚生年金基金(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号。以下「平成25年改正法」という。)附則第3条第11号に規定する存続厚生年金基金をいう。以下同じ。)の加入員の資格を取得した場合であって、当該存続厚生年金基金の規約において、あらかじめ、本制度の資産管理運用機関から脱退一時金相当額の移換を受けることができる旨が定められているときは、本制度の事業主に当該存続厚生年金基金への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。
 - 2 本制度の資産管理運用機関は、前項の申出があったときは、当該申出があった 日以後3月以内に、当該存続厚生年金基金に当該申出に係る脱退一時金相当額を 移換する。
 - 3 第1項の申出は、本制度の中途脱退者が本制度の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日又は当該存続厚生年金基金の加入員の資格を取得した日から起算して3月を経過する日のいずれか早い日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他その日までの間に申し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
 - 4 前項ただし書の場合における申出は、その理由がやんだ日の属する月の翌月の 末日までに限って行うことができる。
 - 5 本制度の事業主は、第2項の規定により本制度の資産管理運用機関が脱退一時金相当額を移換したときは、当該本制度の中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換)

- 第54条 本制度の中途脱退者は、企業型年金加入者(確定拠出年金法(平成13年 法律第88号)第2条第8項に規定する企業型年金加入者をいう。)又は個人型年 金加入者(同法第2条第10項に規定する個人型年金加入者をいう。)の資格を取 得したときは、本制度の事業主に当該企業型年金の資産管理機関又は同法第2条 第5項に規定する連合会(以下この条において「国民年金基金連合会」という。) への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。
 - 2 本制度の資産管理運用機関は、前項の申出があったときは、当該申出があった 日以後3月以内に、当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に当 該申出に係る脱退一時金相当額を移換する。

- 3 第1項の申出は、本制度の中途脱退者が本制度の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他その日までの間に申し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合における申出は、その理由がやんだ日の属する月の翌月の 末日までに限って行うことができる。
- 5 本制度の事業主は、第2項の規定により本制度の資産管理運用機関が脱退一時金相当額を移換したときは、当該本制度の中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(連合会への脱退一時金相当額の移換)

- 第55条 本制度の中途脱退者は、本制度の事業主に脱退一時金相当額の連合会への 移換を申し出ることができる。
 - 2 本制度の資産管理運用機関は、前項の申出があったときは、当該申出があった 日以後3月以内に、連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換する。
 - 3 第1項の申出は、本制度の中途脱退者が本制度の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他その日までの間に申し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
 - 4 前項ただし書の場合における申出は、その理由がやんだ日の属する月の翌月の 末日までに限って行うことができる。
 - 5 本制度の事業主は、第2項の規定により本制度の資産管理運用機関が脱退一時金相当額を移換したときは、当該本制度の中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(中途脱退者への事業主の説明義務)

第56条 本制度の事業主は、本制度の中途脱退者が本制度の加入者の資格を喪失したときは、第52条第1項、第53条第1項、第54条第1項又は前条第1項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出の期限その他脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項について、当該本制度の中途脱退者に説明しなければならない。

第8章 終了及び清算

(制度の終了)

- 第57条 本制度は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときに終了する。
 - 一 法第84条第1項の規定による承認があったとき。
 - 二 法第86条の規定により規約の承認の効力が失われたとき。
 - 三 法第102条第3項又は第6項の規定により規約の承認が取り消されたとき。
 - 2 事業主は、前項第1号の承認を受けたときは、遅滞なく、同号の承認を受けた 旨を実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者に周知させなければならな い。

(終了時の掛金の一括拠出)

第58条 本制度が終了する場合において、当該終了する日における積立金の額が、 当該終了する日を事業年度の末日とみなして算定した最低積立基準額を下回ると きは、事業主は、当該下回る額を、掛金として一括して拠出する。

(支給義務の消滅)

第59条 事業主は、本制度が終了したときは、本制度の加入者であった者に係る給付の支給に関する義務を免れる。ただし、終了した日までに支給すべきであった給付でまだ支給していないものの支給又は第52条第2項、第53条第2項、第54条第2項若しくは第55条第2項の規定により終了した日までに移換すべきであった脱退一時金相当額でまだ移換していないものの移換に関する義務については、この限りでない。

(清算人)

- 第60条 本制度の清算人は、本制度が終了したときに、事業主(事業主が法第86 条第2号に該当したことにより本制度が終了した場合にあっては合併後存続する 法人又は合併により設立された法人)が選任した者とする。
 - 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、厚生労働大臣が清算人を選任 する。
 - 一 前項の規定により清算人となる者がないとき。
 - 二 本制度が第57条第1項第3号の規定により終了したとき。
 - 三 清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるとき。
 - 3 清算人の職務の執行に要する費用は、事業主が負担する。

(残余財産の分配)

第61条 本制度の残余財産は、清算人が、その終了した日において事業主が給付の 支給に関する義務を負っていた者(以下「終了制度加入者等」という。)に分配 する。

- 2 前項の規定により残余財産を分配する場合において、各終了制度加入者等に分配する額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 残余財産の額が、本制度が終了した日(以下この条において「終了日」とい う。)を事業年度の末日とみなして算定した最低積立基準額(以下この条にお いて「終了日の最低積立基準額」という。)を上回る場合

次に掲げる額を合算した額

- イ 各終了制度加入者等に係る終了日の最低積立基準額
- ロ 残余財産の額から終了日の最低積立基準額を控除した額に、次の(1)に 掲げる額を(2)に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額
 - (1) 各終了制度加入者等に係る終了日の最低積立基準額
 - (2) 終了日の最低積立基準額
- 二 残余財産の額が、終了日の最低積立基準額以下である場合 次のイ及び口に掲げる者の区分に応じて、当該イ及び口に定める額
 - イ 終了日における受給権者及び加入者期間が20年以上である加入者であった者(以下この号において「受給権者等」という。)

各受給権者等に係る終了日の最低積立基準額。ただし、各受給権者等に係る終了日の最低積立基準額の総額が残余財産の額を上回っている場合にあっては、当該残余財産の額に次の(1)に掲げる額を(2)に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額とする。

- (1) 各受給権者等に係る終了日の最低積立基準額
- (2) 各受給権者等に係る終了日の最低積立基準額の総額
- ロ 終了日における加入者(受給権者等を除く。以下口において同じ。) 残余財産を受給権者等に分配した後の残余に次の(1)に掲げる額を(2) に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額
 - (1) 各加入者に係る終了日の最低積立基準額
 - (2) 各加入者に係る終了日の最低積立基準額の総額
- 3 第1項の規定により残余財産を分配する場合においては、終了制度加入者等に その全額を支払うものとし、当該残余財産を事業主に引き渡してはならない。

(連合会への残余財産の移換)

- 第62条 終了制度加入者等(本制度が終了した日において事業主が老齢給付金の支給に関する義務を負っていた者に限る。以下この条において同じ。)は、清算人に、残余財産(前条第1項の規定により各終了制度加入者等に分配される残余財産をいう。以下この条において同じ。)の連合会への移換を申し出ることができる。
 - 2 前項の申出があったときは、本制度の資産管理運用機関は、連合会に当該申出 に係る残余財産を移換する。
 - 3 連合会が前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、前条第1項の規定 の適用については、当該残余財産は、当該終了制度加入者等に分配されたものと みなす。

第9章 雑則

(業務の委託)

- 第63条 事業主は、全国共済農業協同組合連合会に次に掲げる業務を委託する。
 - 一 年金数理・財政決算に関する事務
 - 二 年金等支払に関する事務
 - 三 加入者等の記録管理・払込案内に関する事務
 - 四 協定書に関する事務

(事業年度)

第64条 本制度の事業年度は5月1日に始まり、翌年4月末日に終わる。

(事業主の行為準則)

- 第65条 事業主は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分及び規約を遵守 し、加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない。
 - 2 事業主は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - 一 自己又は加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、資産管理運用契 約を締結すること。
 - 二 積立金の運用に関し特定の方法を指図すること。
 - 三 特別な利益の提供を受けて契約を締結すること。

(業務概況の周知)

- 第66条 事業主は、本制度の業務の概況について、毎事業年度1回以上、当該時点における次に掲げる事項(第2号から第6号までに掲げる事項にあっては、当該時点における直近の概況。以下この条において「周知事項」という。)を加入者に周知させなければならない。
 - 一 給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計
 - 二 加入者の数及び給付の種類ごとの受給権者の数
 - 三 給付の種類ごとの給付の支給額その他給付の支給の概況
 - 四 事業主が資産管理運用機関等に納付した掛金の額、納付時期その他掛金の納付の概況
 - 五 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額との比較その他積立金の積 立ての概況
 - 六 積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合その他積立金の運用の概況
 - 七 基本方針の概要
 - 八 その他本制度の事業に係る重要事項
 - 2 周知事項を加入者に周知させる場合には、次のいずれかの方法によるものとする。

- 一 常時各実施事業所の見やすい場所に掲示する方法
- 二 書面を加入者に交付する方法
- 三 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各実施 事業所に加入者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法
- 四 その他周知が確実に行われる方法
- 3 事業主は、周知事項について、加入者以外の者であって事業主が給付の支給に 関する義務を負っているものにも、できる限り同様の措置を講ずるよう努める。

(届出)

- 第67条 受給権者が死亡したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定 による死亡の届出義務者は、30日以内に、その旨を事業主に届け出なければな らない。
 - 2 前項の規定による死亡の届出は、届書に、受給権者の死亡を証する書類を添付して、事業主に提出することによって行う。

(報告書の提出)

- 第68条 事業主は、毎事業年度終了後4月以内に、事業報告書及び決算に関する報告書を作成し、地方厚生(支)局長に提出しなければならない。
 - 2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載する。
 - 一 加入者及び給付の種類ごとの受給権者に関する事項
 - 二 給付の支給状況及び掛金の拠出状況に関する事項
 - 三 積立金の運用に関する事項
 - 3 第1項の決算に関する報告書は、次に掲げるものとする。
 - 一 貸借対照表
 - 二損益計算書
 - 三 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較並びに積立金の積立てに必要となる掛金の額を示した書類
 - 4 事業主は、第1項の書類を実施事業所に備え付けて置かなければならない。
 - 5 加入者等は、事業主に対し、前項の書類の閲覧を請求することができる。この 場合において、事業主は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならな い。

(年金数理関係書類の年金数理人による確認)

第69条 事業主が厚生労働大臣(規則第121条の規定に基づき厚生労働大臣の権限が地方厚生(支)局長に委任されている場合にあっては地方厚生(支)局長)に提出する規則第116条第1項各号に掲げる年金数理に関する業務に係る書類は、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを年金数理人が確認し、記名したものでなければならない。

(法令等の適用)

第70条 この規約に特別の定めがあるもののほか、本制度に係る業務の執行に関し 必要な事項は、法、令、規則その他関係法令及び厚生労働省が発出する通知に定 めるところによる。 (施行期日)

第1条 この規約は、平成23年5月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期及び加入者期間に関する経過措置)

- 第2条 施行日の前日において適格退職年金契約の加入者であった者(施行日に実施 事業所に使用されている者に限る。)及び施行日において、現に第3条に規定す る加入者に該当する者は、施行日に、加入者の資格を取得する。
 - 2 前項の規定により加入者の資格を取得した者が施行日前に社員であった場合、 施行日に、社員となった日の属する月(社員となった日が月の16日以後のとき は、その月の翌月)から施行日の属する月の前月までの期間を第6条に規定する 加入者期間に算入する。
 - 3 第1項の規定により加入者の資格を取得した者が施行日前に社員であった場合、施行日に、社員となった日の属する月(社員となった日が月の16日以後のときは、その月の翌月)から施行日の属する月の前月(施行日において57歳に達した日以後最初に到来する3月末日を超えている者にあっては、当該57歳に達した日以後最初に到来する3月)までの期間を第6条に規定する給付額算定用加入者期間に算入する。

(適格退職年金契約に係る権利義務の承継)

- 第3条 事業主は、厚生労働大臣の承認を受けて、施行日の前日において当該事業主 が締結していた適格退職年金契約に係る給付の支給に関する権利義務を、施行日 に、承継する。
 - 2 前項の規定により事業主が権利義務を承継したときは、本制度の資産管理運用機関は、平成23年10月末日までに当該適格退職年金契約に係る積立金の移換を受ける。
 - 3 第1項の規定により事業主が権利義務を承継したときは、施行日の前日において当該適格退職年金契約に係る受給権を有する者は、支給に関する権利義務が承継された給付について本制度の受給権者となり、その給付の内容については、なお従前の例による。

(最低保全給付に関する経過措置)

第4条 附則第2条第2項の規定により施行目前に社員であった期間を加入者期間に 算入された者に係る第40条第3項第5号及び第6号の最低保全給付の額は、これらの号に掲げる最低保全給付の額から、当該加入者期間の算入により増加する 最低保全給付の額に、施行日から基準日(第40条第2項に規定する基準日をい う。)までの年数(その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り捨 てる。)を5から減じた数(当該数が零未満となる場合にあっては零とする。) を5で除して得た数を乗じて得た額を控除した額とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成28年5月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成28年4月以前の年に係る掛金については、なお従前の例による。

(財政再計算に関する経過措置)

第3条 第37条第1項の規定にかかわらず、本制度の次回の再計算は、平成30年 4月末日を基準日として行うものとする。

附 則

この規約は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和元年5月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成31年4月以前の年に係る掛金については、なお従前の例による。

(財政再計算に関する経過措置)

第3条 第37条第1項の規定にかかわらず、同項に定める次回の再計算は、令和3年 4月末日を基準日として行うものとする。

(存続連合会)

第4条 第51条第1項第2号に規定する連合会は、平成25年改正法附則第70条 に規定する連合会の設立までの間、同法附則第3条第13号に規定する存続連合 会とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年5月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 令和4年4月以前の事業年度に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則

この規約は、令和5年3月1日から施行する。ただし、第33条の2の規定は、令和6年12月1日から施行する。

別表第1 年金支給額表

<年金給付利率:2.0%>

MAN TEL	人们成立	/ 十 並 (1)	77 - 2 - 0 70 /
給付額算定用	老齢給付金(円)	給付額算定用	老齢給付金(円)
加入者期間 (年)	∠ 国 小口 1.1 元	加入者期間 (年)	七剛州 (J 亚(L 1)
17	19, 300	32	71, 700
18	22, 100	33	75, 400
19	24, 900	34	79, 000
20	27,600	35	82, 700
21	31, 300	36	86, 400
22	35,000	37	90, 100
23	38, 600	38	93, 700
24	42, 300	39	97, 400
25	46, 000	40	101, 100
26	49, 700	41	104, 800
27	53, 300	42	108, 400
28	57,000	43	112, 100
29	60, 700	44	115, 800
30	64, 400	45	119, 500
31	68, 000	_	

別表第2 据置乗率表(脱退一時金の受給権者が老齢給付金の受給権を取得した場合)

<利率:年2.0%>

年数	据置乗率	年数	据置乗率	年数	据置乗率
0	1.0000	11	1. 2434	22	1.5460
1	1.0200	12	1. 2682	23	1. 5769
2	1.0404	13	1. 2936	24	1.6084
3	1.0612	14	1. 3195	25	1.6406
4	1. 0824	15	1. 3459	26	1. 6734
5	1. 1041	16	1. 3728	27	1. 7069
6	1. 1262	17	1. 4002	28	1. 7410
7	1. 1487	18	1. 4282	29	1. 7758
8	1. 1717	19	1. 4568	30	1.8114
9	1. 1951	20	1. 4859		
10	1. 2190	21	1. 5157		

- (注1) 乗率は小数点以下5桁目を四捨五入する。
- (注2) 期間は、加入者の資格を喪失した日の属する月の翌月から老齢給付金の支給 要件を満たした日の属する月までの期間とする。
- (注3) 期間に1年未満の端数月がある場合の乗率の計算方法は次による。 X年Y月の乗率=X年の乗率+{(X+1)年の乗率-X年の乗率}×Y/12

別表第3 繰下乗率表

< 利率: 年2.0%>

年数	繰下乗率	年数	繰下乗率	年数	繰下乗率
0	1.0000	11	1. 2434	22	1.5460
1	1.0200	12	1. 2682	23	1. 5769
2	1.0404	13	1. 2936	24	1.6084
3	1.0612	14	1. 3195	25	1.6406
4	1.0824	15	1. 3459	26	1. 6734
5	1. 1041	16	1. 3728	27	1. 7069
6	1. 1262	17	1. 4002	28	1. 7410
7	1. 1487	18	1. 4282	29	1. 7758
8	1. 1717	19	1. 4568	30	1.8114
9	1. 1951	20	1. 4859		
10	1. 2190	21	1. 5157		

- (注1) 乗率は小数点以下5桁目を四捨五入する。
- (注2) 期間は、加入者の資格を喪失した日(脱退一時金の受給権者が老齢給付金の 支給要件を満たした場合にあっては、当該支給要件を満たした日)の属する 月の翌月から支給の繰下げを終了した日の属する月までの期間とする。
- (注3) 期間に1年未満の端数月がある場合の乗率の計算方法は次による。 X年Y月の乗率=X年の乗率+{(X+1)年の乗率-X年の乗率}×Y/12

別表第4 残存期間別年金現価率 <利率:年2.0%>

月数	0	3	6	9
年数				
0	0.0000	2. 9926	5. 9704	8. 9335
1	11. 8820	14. 8159	17. 7353	20. 6403
2	23. 5309	26. 4073	29. 2695	32. 1175
3	34. 9515	37. 7715	40. 5775	43. 3697
4	46. 1481	48. 9128	51. 6638	54. 4013
5	57. 1252	59. 8357	62. 5328	65. 2165
6	67. 8871	70. 5444	73. 1886	75. 8197
7	78. 4379	81. 0431	83. 6355	86. 2150
8	88. 7818	91. 3360	93. 8775	96. 4065
9	98. 9230	101. 4270	103. 9187	106. 3981
1 0	108. 8653			

(注) 期間は、10年からすでに年金を支給した期間を差し引いた残存期間とする。

別表第5 一時金支給額表

別 表 第 5 一 時 3 給付額算定用	全 支 給 額 表	給付額算定用	
	一時金(円)		一時金(円)
加入者期間(年)		加入者期間(年)	
1	10,000	24	4, 600, 000
2	20,000	25	5, 000, 000
3	30, 000	26	5, 400, 000
4	40,000	27	5, 800, 000
5	50,000	28	6, 200, 000
6	140, 000	29	6, 600, 000
7	230,000	30	7, 000, 000
8	320,000	31	7, 400, 000
9	410,000	32	7, 800, 000
10	500,000	33	8, 200, 000
11	700,000	34	8, 600, 000
12	900,000	35	9, 000, 000
13	1, 100, 000	36	9, 400, 000
14	1, 300, 000	37	9, 800, 000
15	1, 500, 000	38	10, 200, 000
16	1, 800, 000	39	10, 600, 000
17	2, 100, 000	40	11, 000, 000
18	2, 400, 000	41	11, 400, 000
19	2, 700, 000	42	11, 800, 000
20	3, 000, 000	43	12, 200, 000
21	3, 400, 000	44	12, 600, 000
22	3, 800, 000	45	13, 000, 000
23	4, 200, 000	_	

別表第6 資産管理運用機関

契約の種別	資産管理運用機関の名称	住 所
生命共済契約	全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町2-7-9